| 新ビジョン体系 2-3(1)(2)(3) | 担当部局 | 健康福祉部 障害者政策課、障害福祉課 |
|----------------------|------|--------------------|
|----------------------|------|--------------------|

◆ 目標

- 県民への障害を理由とする差別の解消と、合理的配慮の提供の理解を進めます。
- 地域で安心して暮らせるよう、障害の特性に応じた就労を促進します。
- 様々な障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めます。
- ◆施策に関する指標

| 成果指標 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 区分 |
|----------------------------------|-------------------|---------------------|--------|-----------|
| 障害を理由とする差別解消促進県民 会議参画団体数 | (2017年度) 227団体 | (2019 年度) 249 団体 | 300 団体 | С |
| 障害者差別解消支援協議会による助 言・あっせん申し立て件数 | (2017年度) 0件 | (2019 年度) 0 件 | 0 件 | 目標値 以上 |

| 活動指標 | 基準値 | 現状値 | 目標値 | 区分 |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----|
| ヘルプマーク配布数 | (2017 年度) 9,530 個 | (2019 年度) 累計 33,100 個 | 累計 120,000 個 | • |
| 声かけサポーター養成数 | (2017 年度) 231 人 | (2018~2019 年度) 累計 347 人 | (2018~2021年度) 累計 1,000 人 | • |
| 発達障害児者の支援に携わる専門 人材養成数 | (2013~2016 年度) 累計 618 人 | (2018~2019 年度) 累計 336 人 | (2018~2021 年度) 累計 700 人 | 0 |
| 児童発達支援センター設置市町数 | (2016 年度) 11 市町 | (2019 年度) 19 市町 | 政令市除〈全市町 | • |
| ふじのくに福産品ブランド化商品数 | (2016 年度) 5 品 | (2019 年度) 累計 33 品 | 累計 55 品 | 0 |

◆ 施策推進の視点・主な取組

禄点1 障害に対する理解の促進

① 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

障害のある人や障害に対する正しい理解の県民への浸透を図るとともに、障害 者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供を推進します。

☞ 視点 2 福祉的就労の工賃水準の向上

② 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

障害福祉事業所の収益の拡大等を図り、工賃向上につなげることで、事業所で働く障害のある人の経済的な自立を促進します。

☞ 視点3 発達障害のある人の自立に向けた支援

③ 発達障害のある人に対する支援の充実

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携のもと切れ目ない支援を行うことで、発達障害のある人が抱えている困難さを緩和することを目指しています。

1 現状・課題と県の施策

【現状・課題1】

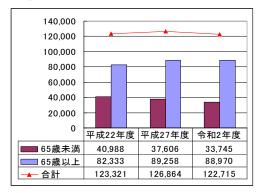
- 平成 29 年度に実施した国の世論調査では、障害を理由とする差別や偏見が「ある思う」と回答した人の割合が 83.9% となっています。
- 県民、行政、企業など社会全体で障害に対する理解を深め、差別解消 に向けた環境づくりを進めていく必要があります。

○ 障害のある人への差別解消に向けて、差別解消相談窓口を設置し、官民を挙げて意識啓発に取り 組んでいます。

主な取組→ 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

1 静岡県の障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況



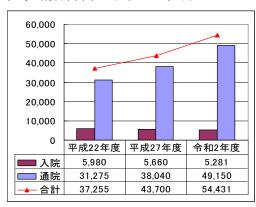
- ・身体障害のある人(身体障害者手帳所持者)は、平成 22 年度の 123,321 人から令和 2 年度の 122,715 人と、606 人減少しています。
- ・65 歳以上の人の割合が増加しており、高齢化が進んでいます。

(2) 知的障害のある人の状況



- ・知的障害のある人(療育手帳所持者)は、平成 22 年度の 23,973 人から令和 2 年度の 35,727 人と、 11,754 人増加しています。
- ・18 歳未満、18 歳以上どちらも増加傾向となっています。

(3)精神障害のある人の状況



- ・精神障害のある人(精神科入院・通院患者)は、平成22年度の37,255人から令和2年度の54,431人と、17,176人増加しています。
- ・入院医療中心から地域でのケアに移行しているため、 入院患者数は減少している一方で、通院患者数は増加 しています。

2 障害、障害のある人に対する意識等

平成 29 年に国が実施した「障害者に関する世論調査」によると、<u>障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある人は6割でした。手助けをした理由としては、「困っているときはお互い様という気持ちから」「障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」が多く、お互い様、当たり前と自然に接している人が多くいます。</u>

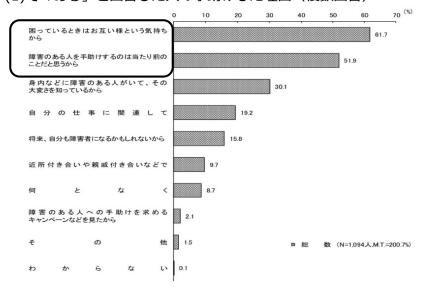
一方で、手助けをしたことがない理由としては、「困っている障害者を見かける機会がなかったから」を除けば、「どのように接したらよいかわからなかったから」、「自分が何をすればよいかわからなかったから」が続き、接し方がわからない人が多いという結果でした。

また、障害を理由とする差別や偏見については、8割以上の人が差別や偏見があると回答しており、障害や障害のある人への理解、差別の解消に向けた県民意識の醸成を図る必要があります。

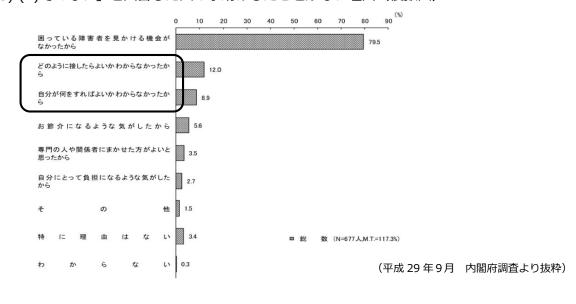
(1) 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある



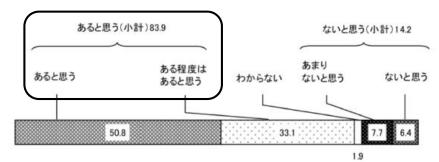
(2)(1)で「ある」と回答した人の手助けした理由(複数回答)



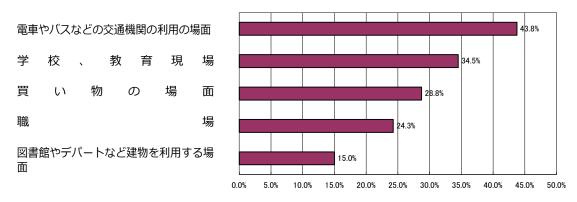
(3)(1)で「ない」と回答した人の手助けしたことがない理由(複数回)



(4) 障害を理由とする差別や偏見の有無



(5)差別を感じたり、いやな気持ちになったことがある場面(全和2年度 県政インターネットモニターアンケートより)



3 障害者差別解消法の施行

障害の有無にかかわらず共生できる社会を目指すことを目的に、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

障害者差別解消法では、障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の 提供」が求められています。

障害者差別解消法の概要

| 項目 | 国・地方公共団体 | 民間事業者 | |
|---------------|---|---------------------------------|--|
| 目的 | ・障害を理由とする差別の解消の推進 ・全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 | | |
| 差別的取扱 い禁止 | ・障害を理由とする不当な差別的取扱いにより、 らない | 障害者の権利利益を侵害してはな | |
| 合理的配慮 | ・必要かつ合理的な配慮をしなければならない | ・必要かつ合理的な配慮をするよ うに努めなければならない | |
| 差別解消の 支援措置 | ・相談及び紛争防止等のため必要な体制の整備 ・必要な啓発活動の実施 | | |

ポイント

| | 国・地方公共団体 | 民間事業者 |
|-------------|----------|-------|
| 不当な差別的取扱い※1 | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供※2 | 義務 | 努力義務 |

「合理的配慮」とは

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった際に、過度な負担になり過ぎない 範囲で、社会的障壁(事物、制度、慣行、観念)を取り除くために必要な便宜

「不当な差別的取扱い」の例

【お店で】

レストランなどの飲食店 に入ろうとしている障害 のある人を、車いすを利用 していることを理由に断 った。



【賃貸契約で】

アパートやマンションを借りようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。



【入会手続きで】

スポーツクラブや カルチャーセンタ ーなどに入会しよ うとする人が、障害 のあることを伝え ると、そのことを理 由に断った。



「合理的配慮の提供」の例

【お店で】

視覚障害のある人に、 メニューに書かれてい る内容などを店員が読 み上げて説明する。



【出入り口で】

車いすを利用している人のために、段差のある出入り口にスロープを設置するなど、段差をなくす工夫をする。



【説明会で】



【現状・課題2】

- 障害のある人が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があることは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たします。
- 一方で、福祉的就労、特に就労継続支援 B 型事業所の平均工賃は低い 水準にあるため、障害のある人の就労機会を確保しつつ、工賃水準の 向上を図る必要があります。

母 視点 2 福祉的就労の工賃水準の向上

○ 障害のある人の就労・生活相談や事業所の受注拡大、福産品のブランド化を支援しています。

主な取組➡ 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

1 障害のある人の就労の現状

(1) 就労の形態

- ・ 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには働くことが重要ですが、障害の特性や程度 は人により様々であることから、本人の希望や能力に応じた多様な就労機会を確保していくこ とが必要です。
- ・ 障害のある人が通常の企業等で働くこと(=一般就労)を促進していくとともに、一般就労が 困難な障害のある人に対しては、就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所において 働く機会を確保すること(=福祉的就労)が重要です。

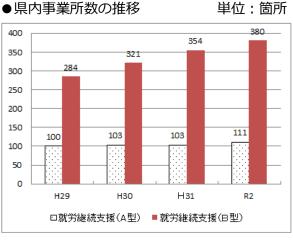
| | 一般就労 | 福祉的就労 |
|--------|-------------------------------------|---|
| 概要 | 一般企業等で労働契約を締結して働 く一般的な就労形態 | 一般企業等で働くことが難しい場合などに障害福祉サービスを受けながら働く就労形態 |
| 障害者の立場 | 労働者 | 労働者かつ障害福祉サービス利用者 |
| 仕事の内容 | 雇用主が決定 | 利用者の希望が優先 |
| 県内人数 | 11,901人 (R2.6) | 9,407人(R2.3) |
| 行政支援 | 主として労働行政からの支援 (国:労働局他・県:経済産業部 等) | 主として福祉行政からの支援 (県:健康福祉部) |

(2) 福祉的就労の状況

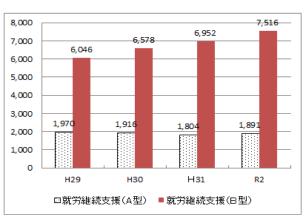
- ・ 福祉的就労には、就労継続支援事業所との雇用契約に基づく就労形態である「就労継続支援 A 型」と就労継続支援A型での就労が困難であり、雇用契約に基づかない就労形態である「就労 継続支援B型Iの2種類があります。
- ・ 就労継続支援事業所の利用者は、菓子など自主製品の加工販売や部品加工などの下請作業等を 行っています。利用者の報酬は、作業で発生した収益のみから支払われることから、報酬額は、 自主製品の売り上げや下請等の作業量により左右されることになります。
- B型事業所の利用者は、A型事業所での就労が困難であり、雇用契約がないため最低賃金の制 約もないことから、A型事業所利用者と比べて工賃が低くなっています。

| | | 就労継続支援A型 | 就労継続支援B型 |
|--------|----|------------------|-------------------------------------|
| 対 | 象 | 一般就労が難しい障害のある人 | 一般就労及び就労継続支援A型事業所 での就労が難しい障害のある人 |
| 年 | 龄 | 原則 18 歳以上 65 歳未満 | 制限なし |
| 雇用 | 契約 | あり | なし |
| 県内事業所数 | | 111 か所 | 380 か所 |
| 県内利用者数 | | 1,891 人 | 7,516 人 |
| 県平均工賃額 | | 79,543 円/月 | 16,511 円/月 |

●県内事業所数の推移



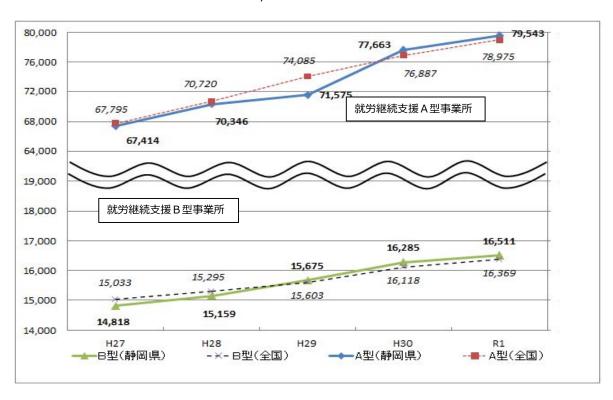
●県内利用者数の推移



単位:人

(3) 平均工賃月額の推移

ア 福祉的就労による平均工賃月額は、年々増加傾向にあり、全国平均を上回っているものの、就 労継続支援B型の令和元年度実績は16,511円に留まっており、依然として低い状況です。



- イ 就労継続支援B型の工賃は、地域で自立して生活する上で障害年金等を除き必要とされる収入 約3万円に届いておらず、工賃水準の向上に向けた更なる取組を進めていく必要があります。
 - ●地域で自立した生活を送るための必要月額試算
 - ①1か月あたりの必要見込額 103,000円
 - ②障害年金等受給額 73,000円

③差 額(①-②) 30,000円

④令和元年度平均工賃月額 16,511円

不足額:13,489円

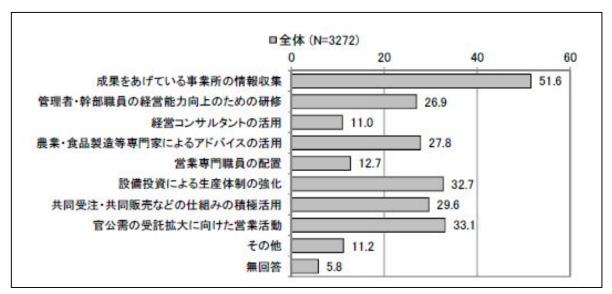
2 工賃向上に向けた課題

- ・ふじのくに福産品※の販売機会が少なく地域での認知度も十分でないことから、<u>製品を広く知ってもらい、安定した</u>販路の確保を図る必要があります。
- ・障害福祉サービス事業所では商品開発や販売のノウハウが不足しており、消費者(企業・県民)のニーズを十分捉えきれていないことから、専門家の助言等を通じて付加価値の高い製品づくりを支援していく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベント等の中止により販売機会が減少していることから ウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応した販路拡大に取り組む必要があります。

※ふじのくに福産品とは

授産品をより身近に感じられ、広く県民に親しまれるように、授産品を「ふじのくに福産品」の愛称で呼んでいます。

●全国就労継続支援B型事業所アンケート:工賃向上で今後取り組みたいこと



※H25.3 厚生労働省「工賃向上計画を円滑に実施するための取組みに関する調査報告書」より

【現状・課題3】

■ 障害のある人が地域で安心して生活を送るためには、障害のある人が抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービス等を提供していくことが重要です。近年、発達障害については相談件数が増加傾向にあり、相談支援体制の充実が必要です。

→ 視点3 発達障害のある人の自立に向けた支援

○ 発達障害者支援センターを設置し、専門人材の養成やライフステージを通じた相談支援体制を整備しています。

主な取組➡ 発達障害のある人に対する支援の充実

1 発達障害児者の現状

(1)発達障害とは

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広 汎性発達障害、学習障害、注意欠陥他動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、そ の症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

(2) 県内の発達障害児者

① 対象者数の推計

平成 24 年度文科省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援 を必要とする児童生徒に関する調査」結果(6.5%)からの推計。

| 調査項目 | 調査結果 | 県内推計 |
|------------------------------------|-------|----------|
| 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示 | 6 50/ | 3万4千人 |
| すとされた児童生徒の割合(全国小中学 53,882 人分アンケート) | 6.5% | (15 歳以下) |

- ※H25.10.1 県内推計人口(15歳以下)530,411人×6.5%= 34,476人
- ② 県内の療育手帳所持者数(18歳以上を含む)

令和2年3月31日現在において、療育手帳を所持している発達障害児(者)は、平成24年度と比較して、約3倍に増加しています。

| 区分 | H24 | R1 | 増減数 | 増減 |
|---------------------|----------|----------|---------|--------|
| 療育手帳所持者 | 27,110 人 | 35,727 人 | 8,617人 | 131.8% |
| うち IQ80~89/発達障害と診断① | 484 人 | 1,444 人 | 960 人 | 298.3% |
| 精神手帳のうち発達障害関係② | 407人 | 2,332人 | 1,925 人 | 573.0% |
| 合 計(①+②) | 891人 | 3,776 人 | 2,885 人 | 423.8% |

(3)発達障害者支援のあり方の検討(平成28年度)

医療、福祉、教育、労働等の有識者で構成される「静岡県発達障害者支援体制整備検討委員会」において、今後の発達障害者支援のあり方を取りまとめた。(P.33 参考資料)

- ①今後の課題
- ・ライフステージを通じた支援体制の確立 早期発見体制の確立、早期発達支援の充実、学齢期の支援の充実、成人期の支援の充実 等
- ・身近な地域で支援が受けられる体制の確立相談支援の充実、医療の充実、連携体制の充実、人材育成の強化、発達障害者支援センターの充実、地域課題への対応
- ②その後の対応(主なもの)
- ・相談支援体制の充実

発達障害者支援センター体制の見直し(1箇所⇒2箇所体制)、民間法人に運営業務委託

・人材育成の強化 …各種研修の充実(成人期の発達障害者支援に関する研修を充実)

(4) 県・市町の役割

| | 県 | 市町 | | |
|--------|--|---|--|--|
| 役 割 | ・専門性の高い支援 ・地域の支援体制の整備の支援 | 身近な支援 | | |
| 内容 | ・発達障害者支援センターの設置 ・市町の早期発見に対する技術的助言等 ・早期発達支援のための体制整備 ・関係機関との連携 ・専門的な医療機関の確保 など | ・発達障害の早期発見、早期の発達支援 ・専門機関の紹介・情報提供 ・発達障害児・保護者に対する相談及び助言 ・保育上の配慮、適切な教育的支援 ・地域での生活支援 など | | |
| | | | | |

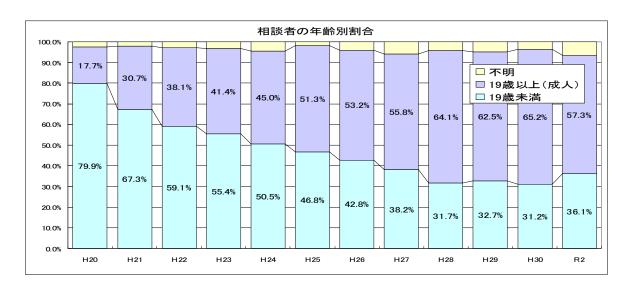
①県内の発達障害者支援センターの設置状況(県・政令市の支援体制)

| - 7K1 34770X | | | V 10.10.02 ~ 32 (17.10.1) | |
|--------------|-------------------------|-----------------|---------------------------|---------------------|
| | 県東部センター | 県中西部センター | 静岡市センター | 浜松市センター |
| 愛称 | アスタ | COCO(⊐⊐) | きらり | ルピロ |
| 受託者 | NPO 法人自閉症 e スタイルジャパン | (一社)たけのこ | (福)済生会静岡 医療福祉センター | 合同企業体 (社会福祉事業団等) |
| 所在地 | 沼津市上土町 | 島田市大川町 | 静岡市曲金 | 浜松市鍛冶町 |
| 所管地域 | 賀茂、熱海伊東 駿東田方、富士 | 志太榛原、中東遠 湖西市 | 静岡市 | 浜松市 |

② 発達障害者支援センター新規相談受付件数

平成 20 年度と比較して約 1.5 倍となっています。また、令和 2 年度の相談対象者の年齢は成人(19 歳以上)が約 6 割、平成 20 年度と比べて約 3.2 倍となっています。

| | 7 (| | | | |
|------|-----------------|-------|---------|--------|--|
| 区 分 | | H20 | R2 | 増減等 | |
| 新規相談 | | 745 件 | 1,110 件 | 365 件 | |
| Ī | うち成人(19 歳以上)の割合 | 17.7% | 57.3% | +39.6% | |



■新規相談の状況(令和2年度)

ア 年齢別 令和2年度実績では、成人期(19歳以上)の相談が半数以上となっている。

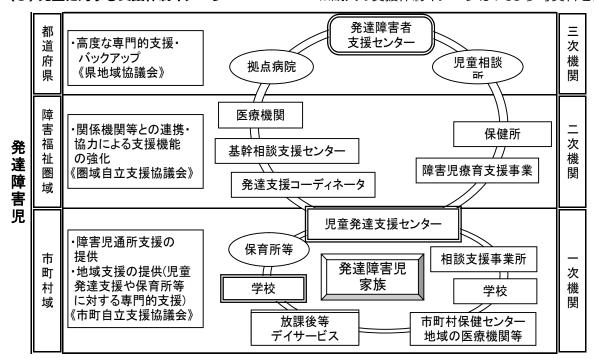
| 区 分 | 件数 | 割合 |
|-------------|---------|--------|
| 就学前 | 61 件 | 5.5% |
| 学齢期 | 340 件 | 30.6% |
| 19 歳~39 歳 | 450 件 | 40.5% |
| 40 歳以上 | 186 件 | 16. 8% |
| 計 (※不明分を含む) | 1,110 件 | 100.0% |

イ 主訴別

| 主訴 | 件数 | 割合 (%) |
|---------------------|---------|--------|
| 生活面・家庭で家族ができること | 333 件 | 30.0% |
| 診断・相談・支援を受けられる機関・制度 | 299 件 | 26.9% |
| 発達障害かどうか知りたい | 103 件 | 9.3% |
| 今後の就労関連 | 84 件 | 7.6% |
| 進路や将来の生活関連 | 67 件 | 6.0% |
| 現在勤務する職場関連 | 43 件 | 3.9% |
| 対応困難な状況の改善 | 36 件 | 3.2% |
| その他 | 145 件 | 13.1% |
| 計 | 1,110 件 | 100.0% |

(5)児童に対する支援体制イメージ

※成人の支援体制イメージはP33参考資料を参照



①身近な地域での支援

障害者総合支援法の施行、児童福祉法の改正(平成 24 年)により、在宅の障害児の援護の実施は市町の役割として規定され、市町による相談支援・障害福祉サービスが拡充されています。

発達障害者支援においても、市町において、1.5 歳・3 歳児健診等での早期発見から早期の発達支援につなげています。

②児童を対象とした障害福祉サービスの利用状況 (1ヶ月あたりの利用者数)

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の利用者は年々増加しています。

| 区分 | H28.3月 | R2.3月 | 増減数 | 増減等 |
|------------|---------|---------|---------|--------|
| 児童発達支援 | 2,067 人 | 3,041 人 | 974 人 | 147.1% |
| 放課後等デイサービス | 4,057 人 | 8,364 人 | 4,307 人 | 206.2% |

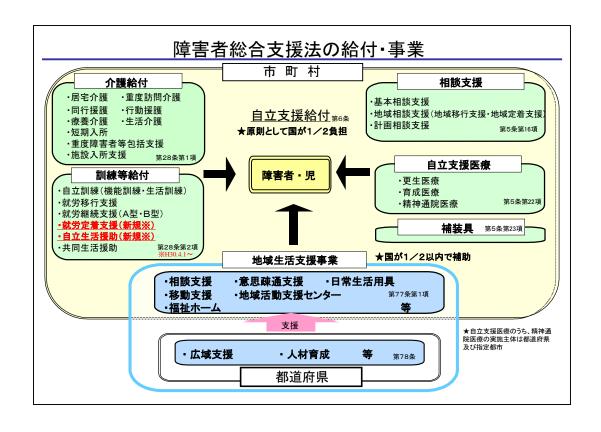
※発達障害に関する手帳所持者が増加していますが(1(2)②参照)、1.5歳、3歳児健診等での早期発見から、各種相談支援を通じて障害福祉サービスにつなげるなど、早期の発達支援につなげる体制が整いつつあることがうかがえます。

2 発達障害者支援における課題

- ・発達障害者支援センターへの相談にて青年期の相談割合が増加している。(1(4)②参照)
- ・青年期・中高年層の発達障害について、問題が複雑化した後に対応を求められるケースが増えており、中でも、知的障害のない発達障害、医療機関での診断を受けていない者からの相談が増加している。
- ・その他、当事者の親の子育てに関する相談、ひきこもり、家庭環境・療育環境での問題、薬物・ ギャンブル等依存、他の精神障害との併存に関する相談も増えており、それぞれ関係機関との 連携が必要となっている。
- ・発達障害は分かりにくい障害であることから早期の支援につながりにくい。また、日常生活に おいて困難を緩和するためにも周囲の人がその特性を理解することも必要である。

2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

| 区分 | 役割・取組等 |
|---------|--|
| 県 | (障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり) ・県民、企業に対する障害のある人及び障害に対する正しい理解の広報啓発 ・差別に関する相談受付、相手方との調整対応、折り合わない場合の助言・あっせん |
| ZTS. | (障害のある人の自立に向けた支援) ・専門的分野に関する相談支援体制の構築、人材養成 ・一般就労への移行及び福祉的就労の促進に向けた普及啓発、取組支援 |
| 市町 | (障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり) ・市民に対する障害のある人及び障害に対する正しい理解の広報啓発 ・差別に関する相談受付、相手方との調整対応 |
| і і ш | (障害のある人の自立に向けた支援) ・生活全般に関する相談支援 ・福祉サービスの利用支援 |
| 旧口笠 | (障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり) ・障害のある人への理解・配慮、地域での共生 |
| 県民等 | (障害のある人の自立に向けた支援) ・福産品の購入、障害福祉事業所への発注 |



取組内容(手段、手法など)

3 主な取組

視点 1 障害に対する理解と合理的配慮の提供の推進

| 取組① | 障害者差別解消条例に基づく 合理的配慮の提供の推進 | 担当課名 | 障害者政策課 障害福祉課 |
|----------------|----------------------------------|------|-----------------|
| 目 的 (何のために) | 障害のある人や障害に対する正 もに、障害者差別解消条例に基 | | |

取組1:障害者差別解消のための体制整備 (P.25 参考資料)

〈概 要〉

平成 29 年4月1日に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の運営、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催及び障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められる団体等に対する表彰等を実施

| 区 分 | 内 容 | 令和2年実績 |
|------------|----------------------|-------------------|
| 障害者差別解消 | 障害を理由とする差別に関する相談をワン | 相談件数 44 件 |
| 相談窓口※1 | ストップで受付 | 作談行女 44 1十 |
| 差別解消推進県 | 行政、障害のある方、関係団体、事業者など | 参画団体 258 団体 |
| 民会議 | オール静岡で差別解消を推進する県民会議 | 参画四体 256 四体 |
| 優良事例表彰等 | 障害に対する理解を深める取組等を行った | 主部団体フ団体 |
| ※ 2 | 個人や団体等を表彰 | 表彰団体7団体 |

※1 障害者差別解消相談窓口

| 項 目 | 内 容 | |
|------|--|--|
| 相談窓口 | 静岡県総合福祉会館(シズウェル)4階 | |
| 相談日時 | 週3回(火・水・金曜日)10:00~16:00 | |
| 相談体制 | 専任相談員(社会福祉士) | |
| 相談内容 | ○電話相談 障害差別の解消に関する相談について、電話メール等で受付 ○ケース支援 必要に応じて、東・中・西部の相談員が相談者と相手方の間に入り調整 | |

※2 優良事例表彰式の様子





取組2:障害に対する県民理解の促進 (P.27 参考資料)

〈概 要〉

周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、駅ホームでの転落防止や困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成など、合理的配慮の推進に向けた取組等を実施。

| | 区分 | 内 容 | 令和2年実績 |
|------|-------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 県民向け | ヘルプマーク 推進※1 | | |
| 向け | 声が リリポー タ─養 成※2 | ・声かけサポーターの養成講座の開催 | 参加者数 255 人 |
| 事業者 | U D タクシー 導入促進助成 | ・ユニバーサルデザインタクシーの購 入経費に対する助成 | 補助数計 65 台 |
| 向け | 合理的配慮理解 促進助成※3 | ・団体等が実施する合理的配慮に関す る研修会等の経費に対する助成 | 助成数計 10 件 |

※1 ヘルプマーク



義足又は人工関節を使用している人、内部障害又は難病の 人、妊娠初期の人など、援助又は配慮を必要としているこ とが外見からは分からない人がいる。

そうした人が身に着け、周囲の方に配慮を必要としている ことを知らせるマーク

(ヘルプマーク啓発マンガの作成)

主に若年層に向けて、マークの意味や目的を分かりやすく紹介した漫画を作成し、公共交通機関等の利用機会が増え活動範囲が広がる、新高校1年生に33,400配布(県 HP 掲載)





※2 声かけサポーター養成研修

| 項目 | 内 容 |
|----------------|---|
| 目的 | 県内外で発生している駅ホームからの転落事故等を受け、事故を未然 に防止するため路上や駅ホーム等で障害のある人に対する声かけを行 う際のコツやタイミングを習得したサポーターを養成する。 |
| 研修内容 講義及び駅での実習 | |
| 講師 | モビリティ財団、県歩行訓練士会、当事者(白杖使用者、盲導犬使用者、車椅子利用者等) |
| 参加対象 | 高校生、地域住民等 |
| 会 場 | 駅ホーム構内又は高等学校 |





※3 合理的配慮理解促進助成

| ` | | 口径时间总名所促运划场 | | |
|---|--------------------|---|--|--|
| | 項目 | 内 容 | | |
| | 目的 | 合理的な配慮の提供の促進を図るため、合理的な配慮の提供に係る事業を実施する事業者・団体に対し助成する。 | | |
| | 1団体・事業者あたり上限額 30万円 | | | |
| | 申請主体 | ・事業者(支店単位での申請可)、個人事業主 ・事業者等の団体(支部単位で活動を行っている場合は、支部単位での申請可) ・福祉団体・事業者(商業、交通、教育等の団体・事業者等と協力して事業を実施するもの、商業、交通、教育等の事業者や県民に合理的配慮の理解を求めるものなど) | | |

(令和2年度の実施例)

- 1)障害別、場面別の合理的配慮提供方法を学習するための動画や資料を作成し、SNSで配信
- 2) 視覚に障害のある人用の案内表示等(トイレ、エレベータ)の制作・公共施設等への仮設置及び検討、パネル展示会の開催
- 3) 障害のある人とない人がともに文化芸術に取組むワークショップの開催
- 4)「みんなの防災すごろく」を障害の有無に関わらず使えるよう、点字、ルビを印字した大型版を作成。出前講座を行う。

取組3:手話の普及促進

〈概 要〉

平成30年3月28日に施行した「静岡県手話言語条例」に基づき、県民の手話への理解促 進と手話を使いやすい環境を整備するため、県民誰もが手話で簡単なあいさつができること を目指す「手話であいさつを」運動のほか、県民向け・企業向け手話講習会への講師派遣等を 実施。

| >C/160 | | | | |
|--------------------|---|--------------------------------------|--|--|
| 事業名等 | 取 組 内 容 | 令和元年度実績 | | |
| 「手話であいさつを」 運動 | - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | |
| 手話講習会への講師派遣 | 県民向け、企業向け手話講習会に講師を派遣 し、手話の普及を促進。 | 県民向け 9回 企業向け 5回 参加者計 534人 | | |
| 県・市町職員向け手話 入門講座 | 県・市町の職員自らが手話に触れるための講 座を開催。 | 県職員 237 人 市町職員 76 人 参加者計 313 人 | | |

○「手話であいさつを」運動の様子







(三島市)

- ◆イベント来場者に手話体験してもらうに当たっては以下のように工夫。
 - ・手話を使って、隣のカフェで注文してみよう!
 - 手話であいさつができたら、クッキーをプレゼント!
- ◆「手話は難しそう」といった先入観を取り払い、大人・子どもの別なく多数の参加 につながった。

視点 2 福祉的就労の工賃水準の向上

| 取組② | 一人ひとりの特性に応じた就労の促 進 | 担当課名 | 障害者政策課 |
|----------------|----------------------------------|------|--------|
| 目 的 (何のために) | 障害福祉事業所の収益の拡大等 事業所で働く障害のある人の経 | | |

取組1:福祉的就労で働く人の工賃向上支援 (P.31 参考資料)

1 静岡県工賃向上計画の概要

障害のある人の工賃向上に向けた取組を推進するため、国の指針や本県の実情を踏まえ、 令和3年度から3年間を計画期間とする「静岡県工賃向上計画」を策定しています。計画 では、目標工賃額等の数値目標と、その達成に向けた具体的な方策を示し、工賃水準の向 上を図る取組を行っています。

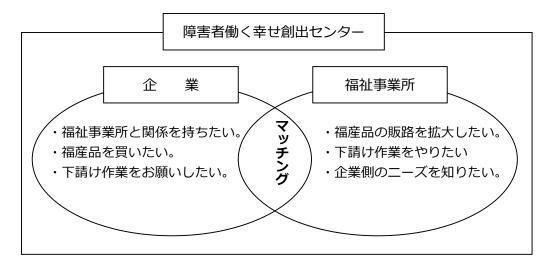
| 区 分 | | | 内 | 容 | | |
|-------|----|--|-----------|-----------------|--|--|
| 甘未的七针 | 国の | 国の基本的な指針や本県の実情を踏まえ、『目指すべき目標工賃月額を 30,00 | | | | |
| 基本的方針 | 円』 | 円』に定め、その実現のために官民一体となった取組を行う。 | | | | |
| 計画期間 | 令和 | [3年度から令和5年度] | まで | | | |
| 対象事業所 | 就労 | 就労継続支援B型事業所 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 指標 | 目標数値 | 考え方 | | |
| | | 令和5年度県平均工賃 | 20,000円/月 | 令和5年度までに目指す県平均 | | |
| 目標数値 | | | , , , , - | 目標工賃 | | |
| | | 各事業所が目指すべき | 対前年 | 全体を底上げし、すべての事業所 | | |
| | | 目標工賃伸び率 | 伸び率5% | が達成するべき伸び率 | | |

2 工賃向上に向けた施策

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、工賃向上に向けた様々な 施策を実施しています。

| 区分 | 項目 | 内 容 | R2 実績 |
|--|--------------------------|--|------------------------------|
| 17 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 企業と事業所の 連携を構築※1 | 障害者働く幸せ創出センターが企業訪問 し、仕事の請負や福産品の発注を呼びかけ | 受発注仲介件数 1,071 件 |
| 受注機 会の拡 大 | 授産品の認知度 向上※2 | 授産品を身近に感じられ、広く県民に親し まれるよう、愛称等を公募し福産品に決定 | - |
| | 一人一品運動 | 販売イベント等を通じて継続的な購入を 県民に呼びかけ、認知度向上と販路を拡大 | 地域密着モデル市町 2 市町 |
| 収益向 | ブランドカ向上 ※ 3 | 福産品の中から、専門家のアドバイスを基 に商品改良を行い、県がブランド認定 | ブランド認定 43 品 (H28~R2) |
| 支援 | 農福連携による 支援※4 | 農業分野への職域拡大や、事業所の農産物加工品を専門家の助言により改良 | 農福連携窓口設置 マッチング件数 24 件 |
| 発注の | 官公庁の就労施 設等への発注 | 県や市町等の官公庁等が障害者就労施設 からの物品等の調達を推進 | 県 54,443 千円 市町 236,884 千円 |
| 推進 | 新しい生活様式 に対応した取組 ※5 | 新しい生活様式への対応を図るため、オン ライン販売を導入し、販路を拡大 | R3 予定(20 事業所) |

※1 障害者働く幸せ創出センターの授産事業支援



| 区分 | 事業内容 | | |
|--------------------|---------------------------|--|--|
| R 2 実績 | 福産品販売: 353件 28,981 千円 を仲介 | | |
| R ∠ 美 稹 | 下請業務受注:718件 56,841 千円 を仲介 | | |

※2 授産品の愛称とロゴマーク、キャッチコピー

授産品をより身近に感じられ、広く県民に親しまれるように、愛称を公募し**「ふじのくに福産品」**に決定し、併せてロゴマークやキャッチコピーを作成して認知度向上を図っています。



Vocational aid

Shizuoka

【愛称「福産品」の選定理由】

静岡県産の福祉製品と分かり、幸"福"も連想できる

【キャッチコピー】

幸福(しあわせ)産みだすこの一品

【ロゴマーク制作者の意図】

- ・「良い」「正しい」の意味をもつ丸印で「品」の字を表現
- ・3つ○が支え合うことで、福産品がより良いものとなる ように願いを込めた

※3 ふじのくに福産品ブランド認定数

| 区分 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 食品 | 3 | 5 | 9 | 7 | 5 | 29 |
| 認定数 | 雑 貨 | 2 | 5 | 0 | 2 | 5 | 14 |
| | 計 | 5 | 10 | 9 | 9 | 10 | 43 |

ブランドマーク(平成31年3月22日商標登録)

【コンセプト】

~ 富士山のある県で、輝く星に ~

富士山を彩る四季のように、人それぞれがもつ色が集まり、作り出す授産品のイメージと一番星のように輝いてほしいとの想いを込めています。







わさび染めタオル

※4 農福連携による取組

| 区分 | 内 容 |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 全体研修 農福先進事例に学ぶ研修、6次産業化を学ぶ研修 | |
| 個別支援 | 事業所の状況・要望に合わせ、農業技術等を指導 |
| マッチング 農福連携ワンストップ窓口設置(令和2年6月~) | |
| 支援 | 施設外就労に向けたマッチング、農業体験や実習のコーディネート |
| ブランド化 | マーケティングアドバイザーの助言と事業所のニーズに合わせた商品の改 |
| | 良支援 |
| マルシェ開催 | 農産物・加工品を販売するマルシェを開催(8回) |

農福連携マッチング成立件数

| | H30 | R1 | R2 |
|------|-----|----|------|
| 成立件数 | 8件 | 5件 | 24 件 |



定植板洗浄作業



トマト出荷作業

※5 オンライン販売導入支援

事業所に対して、ECサイト導入に係るアドバイザー派遣や導入経費支援を行います。 ECサイト(R3.8~開始): しずパレ、しずおカ・エールマルシェ(新設)



視点 3

発達障害のある人の自立に向けた支援

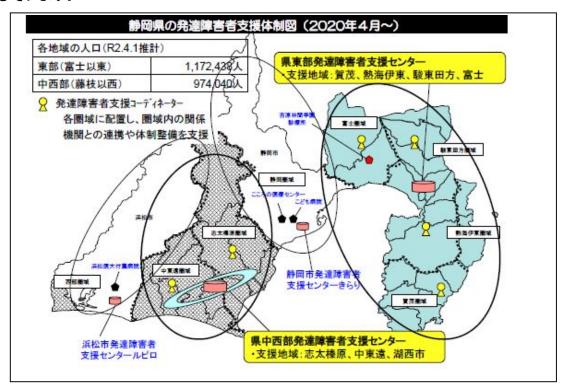
| 取組③ | 発達障害のある人に対する支援の充 実 | 担当課名 | 障害福祉課 |
|----------------|--|------|-------|
| 目 的 (何のために) | 医療、保健、福祉、教育、労働等の問 ことで、発達障害のある人が抱えてい | | |

取組1:相談支援体制の整備

(P.33 参考資料)

発達障害児者支援においては、医療、福祉、教育など関係分野の専門人材の養成とともに、ライフステージを通じた支援体制の確立が必要です。

令和2年度から、県発達障害者支援センターを東部地域及び中西部地域の2箇所体制とし、運営を専門的な知識や経験豊富な民間法人に委託し、より身近な場所で専門的な支援を提供できる体制を整備しました。また、発達障害者支援コーディネーターを県内に6人配置し、連絡調整会議での助言、研修会等の開催など地域の体制整備のための支援を実施しています。



1 相談支援体制の整備

| センター設置 | 発達障害者支援センターの設置(2箇所体制…東部・中西部) |
|----------------------------|------------------------------|
| 発達障害者支 援コーディネ ーターの配置 | |

※2箇所のセンターと各地域に配置する発達障害者支援コーディネーターが連携して相談 支援等にあたっている。

取組内容(手段、手法など)

県発達障害者支援センターでの個別ケース相談・支援事例

相談者情報

50歳代女性 研究職 自閉スペクトラム症

一般雇用で就職 対人恐怖、うつ病と診断⇒職場を休みがち 職場の人事担当と主治医からの勧めでセンターに相談

◆本人への支援

自己理解の支援(障害特性の理解、必要な支援、工夫できること等) 行動面の指導・支援(対人スキル、ストレスへの対処、生活リズム等)

- ◆関係機関との関わり
 - ・医療機関、職場人事担当への訪問(診断結果、職場での状況等を聞き取り)
 - ・医療機関への情報提供書の提供
 - ・職場の上司・同僚等への説明(対応の助言)
- ◆相談後の状況
 - ・精神障害者保健福祉手帳を取得…障害の受認⇒自己理解が深まった
 - ・うつ症状は改善傾向にあるが、休むこともあり、今後も職場との調整が必要
 - ⇒今後、センターでの相談、職場訪問による話し合いを継続して実施予定

取組2:専門人材の養成

(P.34 参考資料)

1 県主催研修

| 人材養成 | 東部地区におけ る医療機関実地 研修の実施 | 対象:東部地区に勤務する医師 人数:4名養成 回数:各3回 内容:専門的な医療機関における陪席研修 |
|--------|-----------------------------|---|
| 成 (医師) | かかりつけ医 発達障害対応力 向上研修 | 対象:発達障害を日常診療しない医師 50 名程度 内容:診療における発達障害への対応や利用できる支援 機関等についての研修 |
| 人材養成 | 自閉症支援講座 | 対象:支援者、保健師、保育士、教諭、福祉施設職員等人数:50名程度 回数:2コース各3〜4回実施内容:自閉症支援に携わる職員向けの基礎的な研修 |

2 県発達障害者支援センター主催研修(主なもの)

| NO SEPTION CONTRACTOR | | | | |
|---|--------------------|------|--|--|
| 研修名称 | 主な参加者 | 人数 | | |
| 大学生の支援を考える | 知的障害・自閉症(大学生)支援者 | 18人 | | |
| 発達障害者の就労支援 | 就労関係支援者 | 40 人 | | |
| 高校生のキャリア支援を考える | 高校・大学進路担当 | 44 人 | | |
| 発達障害者の特性と職業的課題 | 静岡県ジョブコーチ | 52 人 | | |
| 高機能 ASD、知的障害 ASD の方への支援 | 自閉症グループホーム運営者 | 32 人 | | |
| 障害者支援に求められること | 知的障害・自閉症支援者 | 64人 | | |
| 成年後見制度の活用 | 当事者(障害のある人)の家族 | 16人 | | |
| 発達障害のある子どもの子育て | 当事者(障害のある人)の家族 | 43 人 | | |
| 自閉症支援講座 | 知的障害・自閉症(青年・成人)支援者 | 23人 | | |
| 困難事例における協働 | 知的障害・自閉症支援者 | 19人 | | |

4 主要事業

| 事業名 | 重点項目 | 2020 予算額(千円) |
|-------------------------|--|-----------------|
| 障害のある人への心づかい 推進事業費 | ・ヘルプマークの配布、広報啓発・声かけサポーターの養成・UD(ユニバーサルデザイン)タクシー導入支援・団体等が実施する合理的配慮に関する理解を進める研修会等の開催支援 | 14,656 |
| 障害のある人にやさしい県 民運動推進事業 | ・障害者差別解消相談窓口の設置 ・障害者差別解消推進県民会議の開催 | 4,920 |
| 発達障害者支援センター運 営費 | ・発達障害者支援の専門的な支援機関として県内2箇所(東部・中西部)にセンターを設置(運営委託) <相談支援、発達・就労支援、普及啓発、各種研修> | 138,902 |
| 発達障害者支援体制整備事 業費 | ・発達障害者支援コーディネーターの配置(6人) ・医療関係者・支援者向け研修(かかりつけ医研修) ・発達障害者支援地域協議会の開催 ほか | 39,714 |
| 障害者働く幸せ創出事業 | ・障害のある人の「働くこと」に関する総合相談窓口 である「障害者働く幸せ創出センター」の運営 | 53,489 |
| ふじのくに福産品一人一品 運動推進事業 | ・ふじのくに福産品の製品改良支援・ブランド認定 ・販売会の開催 ・地域における支援体制の構築支援 | 5,752 |
| 農福連携による工賃向上支 援事業 | ・農業技術向上の個別支援 ・農家と障害福祉サービス事業所のマッチング支援 ・農産物、農産加工品の改良支援 ・農福マルシェの開催 | 19,557 |
| | その他取組を含めた合計 | 276,990 |

視点1 障害に対する理解と合理的配慮の提供の推進 関連資料

<障害者差別解消のための体制整備>

- ○障害を理由とする差別解消推進県民会議の開催
- ・参画団体 266 団体・機関等(令和3年4月1日現在)

| 区分 | 主な参画団体 |
|---------|--|
| 障害のある人 | 身体障害者福祉会、聴覚障害者協会、難病団体連絡協議会等 |
| 家族 | 手をつなぐ育成会、精神保健福祉会連合会、自閉症協会等 |
| 障害福祉関係者 | 知的障害者福祉協会、作業所連合会・わ、社会福祉士会、精神保健福祉士会、補助犬支援センター 等 |
| 関係団体 | 県社会福祉協議会、老人福祉施設協議会、しずおか健康長寿財団、医師会、 看護協会、地域活動連絡協議会、子ども会連合会、里親連合会、児童養護施 設協議会、保育所連合会、保育士会、民生委員児童委員協議会、弁護士会、 法テラス、障害者スポーツ協会 等 |
| 県民等 | 老人クラブ連合会、連合静岡、等 |
| 事業者 | 経営者協会、銀行協会、商工会議所連合会、タクシー協会、商店会連盟連合会、ホテル旅館生活衛生同業組合、報道機関 等 |
| その他 | 国機関(法務局、労働局、運輸局)、県機関(健康福祉センター、教育委員会等)、市町 |

・令和2年度県民会議(第4回)の概要

| 区分 | 内 容 |
|------|---|
| 開催日 | 令和2年8月31日(月) |
| 開催場所 | 静岡県庁議会特別会議室 |
| 出席者 | 15人 |
| 開催概要 | ・挨拶(副知事) ・表彰式(障害を理由とする差別を解消する取組に関する知事褒賞) ・表彰事例の発表 横山博則さん 小・中学校における福祉教育 障害のある人が働く駄菓子屋「横さんち」での地域交流 NPO 法人静岡 FID サッカー連盟 サッカーを通じた障害の理解促進、障害者スポーツを支える人材の育成 |

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小して開催。会議の様子はユーチューブで配信。

参考資料

○障害者差別解消相談窓口の受付状況

・相談件数 (単位:件)

| | | 障害を理由 | | | | |
|-----|-------------|-------|----|----|-----|-----|
| 年度 | 県専門 相談窓口 | 県 | 市町 | 計 | その他 | 合計 |
| H28 | | 20 | 56 | 76 | 27 | 103 |
| H29 | 21 | 27 | 42 | 90 | 112 | 202 |
| H30 | 31 | 22 | 21 | 74 | 110 | 184 |
| R元 | 12 | 11 | 24 | 47 | 102 | 149 |
| R2 | 21 | 8 | 15 | 44 | 84 | 128 |

・相談事例

<不当な差別的取扱い>

| 分野 | 相談内容 | 対応 | |
|-------------|--|---|--|
| 医療 | 歯科クリニックに、盲導犬同伴で行ったところ、盲導犬は、待合室ではなく外で待機するよう言われた。 | 当該クリニックに事実確認し、待合室 が狭いためお断りしてしまったが、今後 は、職員休憩室を活用するなど、院内で の受け入れを検討する旨の回答を得た。 | |
| 商品販売・サービス提供 | イベントの参加について「障害のある 方は親御さんとの同伴をお願いする」と 言われた。 | 障害を理由に不当な要求を課すこと は差別に当たることを説明し理解を得 た。 | |

<合理的配慮の不提供>

| 分野 | 相談内容 | 対応 | |
|--------|---|---|--|
| 医療 | 重度障害者が入院する際、ヘルパーの 付き添いを断られた。 | 病院に状況を確認し、「誤解だが、説明不足の面があった。今後一層の周知を図る」旨回答を得た。 | |
| 建築物の利用 | 多目的トイレに簡易ベッドの設置が 無いため、折りたたみ椅子の持込を求め たところ断られた。 | 当該施設に連絡し、法の趣旨に沿った対応を徹底するよう求めた。 | |

○障害者差別解消に係る優良事例の表彰

・令和2年度受賞者 (50音順)

| | 事業者・団体・個人名 | 取組内容 |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 伊豆箱根鉄道株式会社 | 駅員、車掌のサービス介助士資格取得及び研修の開催等による 従業員の資質向上、「移動制約者への対応マニュアル」の制定 障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の県内初導入 |
| 2 | 認定 NPO 法人クリエイトサ ポートレッツ | 障害福祉施設で障害のある人と一緒に日常生活を送る観光ツアーの開催(H28~) |
| 3 | NPO 法人静岡 FID サッカー 連盟 | 教室や競技大会等、障害のある人が継続してサッカー競技に取 組める機会の提供 |
| 4 | 竹山美奈子 | 障害のある人や障害について理解を促す絵本の制作 |
| 5 | 一般社団法人浜松市歯科医 師会 | 障害特性に配慮した安全な歯科医療の推進 歯科医療従事者向け研修会を毎月開催 |
| 6 | 浜松手をつなぐ育成会浜松 キャラバン隊 | 寸劇、擬似体験、絵本の朗読、当事者の紹介などを盛り込んだ 障害理解促進のための講演活動の実施 年間約 10 公演、平成 20 年~通算 110 公演 |
| 7 | 横山博則 | 小・中学校での福祉教育実施(H25〜毎年 10 校程度) 様々な障害のある人が働く駄菓子屋「横さんち」店長 障害者差別をテーマとしたセミナーの主催やワークショップで の講演 |

○声かけサポーター養成研修受講者数

| 区分 | H29 | H30 | R元 | R2 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 高校生 | 205 | 132 | 83 | 196 | 616 |
| 一般参加 | 26 | 68 | 64 | 59 | 217 |
| 計 | 231 | 200 | 147 | 255 | 833 |

(単位:人)

○合理的配慮理解促進助成実施例

| 団体名 | 内 容 |
|-----------------|--|
| さくらの架け橋会 | 視覚障害者用の案内表示等(トイレ、エレベータ)の制作・公共施設等への仮設置及び検討、パネル展示会の開催 |
| 特定非営利法人みらいネット浜松 | 「みんなの防災すごろく」を障害の有無に関わらず使えるよう、点字、ルビを印字した大型版を作成。出前講座を行う。 |
| 伊豆思春期研究会 | 医療的ケア児への対応、障害児の就学のための支援等に関するフォーラムの開催 |
| (一社) Find | 読み書きに困難を抱える子どもへの学習支援について、実 践研修を行う |
| ふじのくにチーム★輝き | 合理的配慮理解促進のための、障害のある人の文化芸術事業の実施。 |

<広報・啓発>

○障害者週間での啓発活動

| 区分 | 内 容 |
|-----|---|
| 時期 | 令和2年12月3日(木)~6日(日) |
| 会場 | J R静岡駅北口地下広場 |
| 内容 | ・障害者芸術作品(全9点)展示(まちじゅうアート) ・タンデム自転車展示(障害者スポーツ) ・ふじのくに福産品のぼり旗、ポスター掲示(ロゴマーク・キャッチコピー) ・ヘルプマークポスター掲示 ・啓発物(福産品・チラシ)配布 |
| その他 | 啓発品の直接手渡しを回避するなど、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで実施 |

○ヘルプマークに関するフォーラム開催

| 区分 | 内 容 |
|----|--|
| 日時 | 1 令和 2 年 12 月 22 日(金) 13:30~15:00 2 令和 3 年 1 月 26 日(火) 14:00~15:30 |
| 会場 | ZOOM によるリモート開催 |
| 内容 | ・行政説明 ・講演(12月22日) 山加朱美氏(ヘルプマーク考案者)、「ヘルプマーク制作に至った経緯、思いなど」 ・講演(1月26日) 竹内嘉邦氏(浜松いわた信用金庫)、「ヘルプマーク周知は企業の SDG s 活動」 ・当時者と企業によるディスカッション パネラー:浜松いわた信用金庫 SDG s 推進部、㈱トレードトラスト、 全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部 |

○UD(ユニバーサルデザイン)タクシー導入促進助成





| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 計 |
|------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 助成台数 | 5 7台 | 6 3台 | 5 9 台 | 6 5台 | 244 台 |

視点 2 福祉的就労の工賃水準の向上 関連資料

<一般就労の状況>

○ 民間企業で雇用されている障害のある人の実人数(令和2年6月1日時点) 県内の民間企業(45.5 人以上規模の企業:法定雇用率 2.2%)に雇用されている障害のある 人の実人数は、10,671 人で、前年より 2.6%増加し、過去最高を更新しました。



○ 民間企業における障害者雇用率の状況 県内の令和2年の民間企業の実雇用率は、8年連続で過去最高の2.19%(前年は2.15%)であり、令和元年以降は全国平均を上回っています。



<一般就労への移行支援>

1 相談窓口

障害のある人の「働くこと」に関する総合相談窓口として、「障害者働く幸せ創出センター」を設置し、関係機関と連携しながら障害のある人やその家族からの就労に関する相談や障害者雇用に関する企業からの相談に対して一元的にサポートします。

障害者働く幸せ創出センター

| 区 分 | 内容 |
|---------|---|
| 場所 | 5風来館4階(静岡市葵区呉服町) |
| 開館 日 | 平日(月~金)及び第4日曜日 9:00~18:00 (254日間) |
| 実施内容 | ・障害のある人の「働くこと」に関する総合相談窓口の開設 ・福産品等展示コーナーの設置運営 ・障害のある人の「働くこと」に関する情報の共有・発信 |
| R2 利用者数 | 2,736 人 |
| R2 相談件数 | 来所 390 件 電話・メール 423 件 |

2 地域における相談支援体制

静岡県内8圏域に「障害者就業・生活支援センター」を置き、就労や生活支援に係る専門の支援 員を配置することで関連機関と連携を図りながら、身近な地域で障害のある人やその家族からの相 談に応じ、職業訓練、就業活動、職業の定着、日常生活の安定など、就業や日常生活、社会生活上 のサポートを一体的に実施しています。

障害者就業・生活支援センター

| 内 容 | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要としている者 | | | | | | |
| 賀茂、熱海伊東、駿東 | 田方、富士、静岡、志太 | 、榛原、中東遠、西部 | | | | |
| <生活支援部分> | | | | | | |
| ・対象者の状況把握及び職場、家庭の訪問 | | | | | | |
| ・日常生活等の相談支援 | | | | | | |
| <就労支援部分> | | | | | | |
| ・就職希望者に対する相談・助言、雇用主に対する助言、情報提供 | | | | | | |
| ・職業準備訓練の斡旋 | 、職場実習先との調整 | | | | | |
| 登録者数 | 相談件数 | 就職者数 | | | | |
| 4,838 人 | 26,293 人 | 371 人 | | | | |
| | 質茂、熱海伊東、駿東 〈生活支援部分〉 ・対象者の状況把握及 ・日常生活等の相談支 〈就労支援部分〉 ・就職希望者に対する。 ・職業準備訓練の斡旋 登録者数 | 就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支 賀茂、熱海伊東、駿東田方、富士、静岡、志太 〈生活支援部分〉 ・対象者の状況把握及び職場、家庭の訪問 ・日常生活等の相談支援 〈就労支援部分〉 ・就職希望者に対する相談・助言、雇用主に対 ・職業準備訓練の斡旋、職場実習先との調整 登録者数 相談件数 | | | | |

3 関係機関の連携による支援体制の構築

障害のある人の就労支援にあたっては、雇用、福祉、教育などの関係機関が協力して支援することが重要であることから、国、県、関係機関の連携・協力した就労支援ネットワークを構築し、強化就労を促進するための施策の検討・調整を目的とした会議等を開催しています。

4 知識・技能の習得による支援

介護現場等への一般就労を希望する障害のある人に、居宅介護職員資格を取得してもらい、一般 就労を促進しています。(県内5地区で養成研修を開催)

<一人一品運動の展開>

<概要>

・各地域での販売イベント等を通じて継続的な購入を県民全体に呼びかけることで福産品の認知度 向上を図り、販路拡大を支援します。

| 取組 | 概要 | | | | |
|----------------|---|-----------------------------|---------------------|-------------|--|
| 販売促進フェア | 県庁内で福産品の展示販売会を開催 ・サマーフェア(8月) ・農福連携マルシェ(11 月) ・バレンタインフェア(2月) R2 売上合計額: 1,465,057 円 | | | | |
| 一人一品運動 協力隊 | 県職員等を対象とした福産品セットの販売 (R2 加入実績: 679 口、2,733,870 円) | | | | |
| スーパー福産品 開発支援 | 新規商品の開発・販売を支援するため商品開発スーパーバイザーを派遣 | | | | |
| 地域密着型一人一品運動の推進 | 「地域の障害者就労施設は地域全体で支援」する仕組みの構築を目指し、市町や企業と連携して地域の特産品を活かした製品開発や販売促進の支援を実施(R2実績: 2 市町) <地域における協力体制イメージ> ・地域の支援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | |
| | 店舗名 | 場所 | 運営日時 | 業務内容 | |
| 常設店舗の設置 | とも沼津店 | 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル1階 | 月~金 9:30~16:00 | 福産品販売 | |
| | とも静岡店 | 静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館1階 | 月~土 9:30~16:30 | 福産品販売 | |
| | 喫茶ぴぁ~ | 静岡市葵区追手町 9-6 県庁東館 2階 | 月~金 9:00~16:00 | 喫茶 福産品販売 | |
| | テルベ | 静岡市駿河区曲金 3-1-5 イトーヨーカドー静岡店 | 年中無休 10:00~20:00 | 福産品販売 | |

<官公需拡大のための取組>

<概要>

- ・県の障害者就労施設に対する官公需の発注拡大を図るため、調達推進本部会議を毎年度開催し、 部局間における発注事例や課題等の共有を行うとともに、調達方針を作成し、当該年度における 目標額を定めることで、目標達成に向けて県の各部局が一丸となり発注拡大に向けた取組を進め ています。
- ・個々の事業所では生産能力に限りがあり、大量発注への対応が困難であることから、働く幸せ創 出センターを官公需の共同受注窓口として設置し、受注機会の確保を図ります。

◎官公需とは

- ・国や地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したり することです。
- ・具体的には、事務用品や広報誌等の印刷、清掃業務などを発注することです。

○県内の官公需発注実績の推移

・平成30年度に過去最高額の304百万円余となりましたが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うイベントの中止による発注取り止め等の影響もあり、前年度を下回りました。

単位:千円

| 区分 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元(A) | R2(B) | (B) - (A) (対前年比) |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------------|
| 静岡県 | 51,530 | 43,089 | 59,685 | 53,944 | 63,534 | 55,760 | 54,443 | △1,317 (97.6%) |
| 市町 | 178,901 | 201,945 | 240,392 | 236,751 | 239,876 | 241,333 | 236,884 | △4,449 (98.2%) |
| 県立大学等 | 578 | 578 | 478 | 665 | 605 | 328 | 1,175 | 847 (358.2%) |
| 合 計 | 231,009 | 245,612 | 300,555 | 291,360 | 304,015 | 297,421 | 292,502 | △4,919 (98.3%) |

○共同受注窓口である障害者働く幸せ創出センターの年間受発注仲介件数

| 区分 | H28 | H29 | H30 | R 1 | R 2 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年間受発注仲介件数 | 1,044 件 | 1,105 件 | 1,179 件 | 1,098 件 | 1,071 件 |

視点3 発達障害のある人の自立に向けた支援 関連資料

<発達障害者支援のあり方検討会> <発達障害者(成人)の支援体制イメージ>

○ 発達障害者支援のあり方検討会(平成 28 年度)

医療、福祉、教育、労働等の有識者で構成される「静岡県発達障害者支援体制整備検討委員会」 において、今後の発達障害者支援のあり方を取りまとめた。

◆報告書の概要

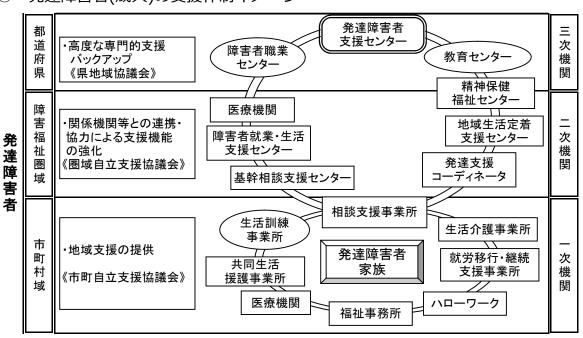
基本的役割分担

| 区分 | 役 割 | 内 容 |
|----|--------------------------|---------------------------------------|
| 県 | ○専門性の高い支援 ○地域の支援体制の整備 | ・発達障害者支援センターの設置・支援 ・市町における技術的助言 など |
| 市町 | ○身近な地域での支援 | ・早期発見、早期発達支援 ・地域における生活支援 など |

課題と方向性

| 区分 | 課題 | 主な施策の方向性 | |
|---------------------------------|------------------------|-------------------|--|
| ライフステ | ○早期発見体制の確立 | ・乳幼児健診の精度安定・向上 | |
| ージを通じ | ○早期発達支援の充実 | ・地域療育機能の強化 | |
| た支援体制 | ○学齢期の支援の充実 | ・教育支援計画に基づく支援推進 | |
| の確立 | ○成人期の支援の充実 | ・地域で生活できるための支援強化 | |
| | ○相談支援の充実 | ・相談支援事業所の相談技術向上 | |
| | ○医療の充実 | ・地域の医療機関の対応力強化 | |
| 身近な地域で 支援が受けら れる体制の確 立 | ○連携体制の充実 | ・圏域自立支援協議会による広域調整 | |
| | ○人材育成の強化 | ・対象者等に応じた研修の体系化 | |
| | ○発達障害への理解促進 | ・県民や企業の理解促進 | |
| | ○ 発郵電子支援センターの充実 | ・センターの複数配置 | |
| | ○地域課題への対応 | ・各地域の支援体制の充実 | |

○ 発達障害者(成人)の支援体制イメージ



<医療関係者向け研修>

(1) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修

| 13 13 2 2 17 | 377 プラグ 区等が定件日内がプラエットラ | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|
| 方 法 | 県発達障害者支援センター作成のプログラム(年1回程度) | | | | |
| 実施主体 | 県(医師会との共催) | | | | |
| 対 象 者 | 県内に勤務(開業を含む)する医療従事者等 50名程度 | | | | |
| 実施内容 | 発達障害支援に携わるために必要な発達障害に関する診療の知識・技術などの 習得に関する内容 ・発達障害に関する基本的知識の習得 ・通常の診療や学校医などの業務の中で発達障害に対応する方法 ・保護者や本人への対応方法 ・専門機関の紹介や関連する社会資源・制度の紹介等 | | | | |
| R2年度 | 実施日:令和3年3月14日(日)Web講座方式 講師:信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授本田秀講義名:「発達障害を専門としない一般の精神科医療機関における発達診療について」 | | | | |

(2) 発達障害診療医師養成研修(陪席研修)

ア 研修内容

| 実 施 主 体 | 研修受入…県立こども病院 | | |
|---------|---|--|--|
| 対 象 者 | 県内東部地域に勤務しており、発達障害を日常診療する医師 ※医師が不足する東部地区においては、発達障害を日常診療する医師の診療ス キルの向上及び専門的な医療機関とのネットワークの構築により、医療体制 の整備を行う。 | | |
| 実施内容 | 発達障害児の初診時の陪席 ・発達障害児の初診に陪席(同席)することで、専門的医療機関における診療の方法(問診の内容)や流れについて学習する。 | | |
| 令和元年度 | 実施期間:令和元年10月から令和2年3月まで 実 績:10月:3回、11月:3回、1月:2回、2月:3回 研修受入先:県立こども病院 発達小児科 受講回数:各3回程度 参加人数…4名 | | |

〈発達障害者支援地域協議会〉 〈発達障害者の特長〉

発達障害者支援地域協議会

◆ 協議会の機能(発達障害者支援法19条の2第2項)

関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に 関する課題 について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

※年2~3回程度開催

◆ 主な協議項目

- ・ 発達障害者支援の体制構築を促進するための施策の検討
- ・ 発達障害者支援センターと発達障害者支援コーディネーターが実施する発達障害者及びその 家族に対する施策の検討
- ・ 障害福祉課が実施する発達障害者支援施策の検討⇒協議会意見を障害者支援局で検討の上、予算要求に反映していく。

◆ 委員構成(15名)

| 区 | 分 | 委 員(敬称略) |
|------|------|---|
| | | 浜松医科大学児童青年期精神医学講座 特任教授 高貝 就 |
| 医 | 療 | 静岡県立こころの医療センター 医師 五條 智久 |
| | | (一社)静岡県医師会 理事 小野 宏志 |
| 保 | 健 | 静岡県立大学看護学部 准教授 杉山 眞澄 |
| 福 | 祉 | 静岡県知的障害者福祉協会 会長 池谷 修 (障害児福祉) |
| 佃 | ŤΙL | (社福)ひかりの園相談支援事業所まど 管理者 高木 誠一 (障害者福祉) |
| 教 | 育 | 静岡大学教育学部 教授 香野 毅 |
| 労 | 働 | (独行)高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部静岡障害者職業センター所長 小田 訓 |
| 当事 | 事者 | 県自閉症協会 会長 津田 明雄 |
| 団 | 体 | 県手をつなぐ育成会 常任理事 東方 慶 |
| 行 | 政 | 三島市 社会福祉部長 西川 達也(県市長会推薦) |
| 1 J | ЩХ | 吉田町 福祉課長 杉田 香織 (県町村会推薦) |
| 支援機関 | | 県東部発達障害者支援センター 所長 岡田 祐輔 |
| 又饭 | 1攻 天 | 県中西部発達障害者支援センター 所長 櫻井 郁也 |
| そ 0 | り他 | あさがお法律事務所 弁護士 中島 直美 (県弁護士会推薦) |

○ 発達障害の特徴

| 区分 | | 特徴 | |
|---------------------|---------------|---|--|
| 広汎性発達障害 (≒自閉症スペク | 自閉症 | ・言葉の発達の遅れ ・コミュニケーションの障害 ・対人関係・社会性の障害 ・パターン化した行動、こだわり ※知的な遅れを伴うこともある | |
| トラム障害) | アスペルガー 症候群 | ・基本的に、言葉の発達の遅れはない ・その他の特徴は自閉症とほぼ同じ | |
| 学習障害(LD) | | ・「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が全体的な知的発 達に比べて極端に苦手 | |
| 注意欠陥多動性障害(ADHD) | | ・不注意(集中できない) ・多動・多弁(じっとしていられない) ・衝動的に行動する(考えるよりも先に動く) | |